

巡回就学相談のお知らせ

県内四会場で実施

心身に障害があるか、また、その疑いのあるお子さんを対象に、就学に関する相談を中心に、県内四会場で巡回就学相談を実施します。

一、相談の対象

次のようなことでお子さんの就学や日常生活に心配や悩みごとがある保護者が対象になります。

○落ち着きがない

カルチャーショック

丹治 智子



コラム

カルチャーショック

心配なことがあります。この習慣は、驚いたことに家庭でばかりでなく、職場で、そして学校でも設けられている。

三月の末、私は、双葉郡大熊町のふるさと創生事業「二十一世紀の翼」の同行取材で、オーストラリアに行つてきた。大熊町の子供たちが体験留学しているのを見に行つて驚いたことは、最初に挙げたモーニングティーだけではない。

オーストラリアには「モーニングティー」という習慣がある。日本にすれば、十時のおやつというところ

日本語の初級のクラスをのぞいた時、1から10までの数え方をやっていった。ところが、黒板には何も書か

と場所で実施します。詳しくは居住地の市町村教育委員会におたずねください。

○県 北 九月六日(金)

福島県庁東分庁舎

○会 津 九月二十六日(木)

会津若松合同庁舎

○相 双 八月十九日(月)

原町市文化センター

○いわき 七月二十九日(日)

いわき市立内郷公民館

二、相談の期日・場所

今年度の相談は、次のような期日

三、相談の方法

相談は、秘密を厳守するため個別に行います。また、就学に関する相談ばかりではなく、日常生活などに

相談は、小児科や精神科の医師、盲・聾・養護学校や特殊学級の教員、児童相談所の心理判定員などの専門家が行います。

五、相談の申し込み

相談を希望される方は、居住地の市町村教育委員会に電話や手紙で申込んでください。申し込みの時は、保護者の住所・氏名、お子さんの氏名・年齢、相談したいことなどをお知らせください。

巡回就学相談のお知らせ」のリーフレットを市町村教育委員会、小学校、保育所、幼稚園等に配布していますのでご利用ください。



ついての相談も行います。
相談費用はかかりません。

四、相談員

巡回就学相談のお知らせ